

追い抜かれてない？  
あなたの時給



ギクッ

としたら

今すぐ裏面をチェック! ▶

クラシノ  
ソコアゲ  
応援団!  
RENGOキャンペーン  
一人ひとりが主役です。

2019年  
10月1日 から  
**山形県** の  
地域別最低賃金は  
minimum wage

**790** 時給  
円  
午後10時～午前5時に  
勤務する場合  
深夜割増25%を加算  
**988** 時給  
円

**深夜** **時間外** **休日** に働くと、**割増賃金**が適用される場合があります。  
詳しくは、連合へご相談ください

『あれ?』と思ったら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ  
**最低賃金の大幅引き上げを求めていきましょう!**

いこうよれんこうに  
**連合山形**  **0120-154-052**  
〒990-0044 山形県山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

県内6ヶ所に地域協議会があります。お気軽にお電話ください。

- 連合山形酒田飽海地域協議会 ☎0234-24-5505 〒998-0858 酒田市緑町19-10 労働センター内
- 連合山形新庄最上地域協議会 ☎0233-23-1515 〒996-0084 新庄市大手町2-60 大手会館内
- 連合山形地域協議会 ☎023-622-0551 〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内
- 連合山形鶴岡田川地域協議会 ☎0235-25-8605 〒997-0033 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内
- 連合山形北西村山地域協議会 ☎0237-53-2005 〒995-0033 村山市楯岡新町2丁目12-7 しらたかビル2F
- 連合山形置賜地域協議会 ☎0238-23-0551 〒992-0042 米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F

**最低賃金**は、  
国が法に基づいて定める  
賃金の最低額です。

**下回ったら法律違反!**

会社には、最低賃金以上の賃金を支払う義務があります。  
この額を下回ると法律違反となり、労働者は差額を請求することができます。



**都道府県ごとに  
毎年見直し!**

**派遣先の  
最低賃金を適用!**



派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の地域の最低賃金が適用されます。



派遣先  
派遣元

**業種によってはより高い  
最低賃金が適用される場合も!**

# あなたの給料が 最低賃金に 追い抜かれていないか

# チェック!!



## 1 確認

### 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

**対象** 基本給 + 諸手当※  
※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

**対象でない** ・ボーナス ・残業代 ・精皆勤手当  
・通勤手当 ・家族手当 ・その他臨時の手当

## 2 比較

### 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

**時給の人** 時給額 そのままでOK!

**日給の人** 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

**週給の人** 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

**月給の人** 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

**歩合給の人** 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

## 3 相談

### 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金よりも低い!?」「おかしいな?」と思ったら  
「なんでも労働相談ダイヤル」へ!

 **FACEBOOK**  
いいねしてね!



連合本部



連合山形



**連合山形**



いごよれんごうに  
**0120-154-052**